

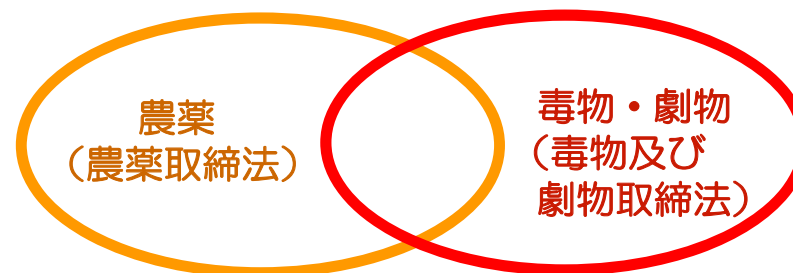
令和8年度農薬適正使用研修会

『毒物・劇物としての 農薬の取り扱いについて』

長野県 健康福祉部 薬事管理課

しあわせ信州

農薬と毒物劇物



毒物劇物として登録されている農薬の数



約300種類

○具体例

パラコート（除草剤）、クロルピクリン（殺虫剤）、ダイファシノン（殺そ剤）など

しあわせ信州

毒物及び劇物取締法について

～法の目的～

第1条

この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

～毒物劇物とは～

- ・毒物…毒物及び劇物取締法別表第一に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの。
- ・劇物…毒物及び劇物取締法別表第二に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの。
- ・特定毒物…毒物であって、毒物及び劇物取締法別表第三に掲げるもの。

しあわせ信州

毒物及び劇物取締法について

～毒物劇物営業者、取扱者～

- ① 毒物劇物を製造又は輸入する者
⇒ 農薬メーカー等

製造所ごとに製造業又は輸入業の登録を受けることが必要。

しあわせ信州

毒物及び劇物取締法について

～毒物劇物営業者、取扱者～

② 毒物劇物を販売する者

⇒農薬販売店等

店舗や事業所ごとに販売業の登録を受けることが必要。



販売業の区分

- 一般販売業
- 農業用品目販売業
- 特定品目販売業

毒物及び劇物取締法について

～毒物劇物営業者、取扱者～

③ 毒物劇物を業務上取り扱う者

⇒業務上取り扱う全ての者

(農家、ゴルフ場管理者等)

事業の内容や取り扱う品目によって、届出が必要な場合もある。(シアン化合物を使ったメッキ・熱処理業等)



届出が必要でない場合も、業務上取り扱う場合は、法の適用範囲となる。

毒物及び劇物取締法について

～責任者の設置～

毒物劇物を製造、輸入、販売するためには、**毒物劇物取扱責任者**を設置しなければならない。



毒物劇物を取り扱う上での安全確保について責任を持つ者

<毒物劇物取扱責任者の資格>

- ① 薬剤師
- ② 大学等で応用化学に関する学課を修了した者
- ③ 都道府県が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

毒物及び劇物取締法について

～毒物劇物取扱責任者～

毒物劇物を取り扱う上での安全確保について責任を有する者のことで、以下の事項を総合的に管理・監督する必要がある。

- 貯蔵場所、運搬用具等の管理
- 容器、被包、貯蔵場所の表示の点検
- 紛失、盗難及び飛散、流出等の防止の対策の遵守に関する点検
- 運搬、廃棄に関する技術上の基準への適合状況の点検
- 事故時の措置 etc...

毒物及び劇物取締法について

8

～譲渡の手続き～

- 毒物劇物を一般の者（農家等）に販売するときには、譲受する者から法令で定められた事項が記載された書面の提出を受けなければならない。
- この書面は、販売業者が5年間保管しなければならない。

<法令で定められた事項>

- ① 毒物劇物の名称及び数量
- ② 販売又は授与の年月日
- ③ 譲受者の氏名・職業・住所・押印又は署名

毒物及び劇物取締法について

9

～交付の制限～

交付制限のある者

- 18歳未満の者
- 精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者



配達を行う場合は、ただ軒先に置いてくることなく、必ず18歳以上の方に引き渡すこと。

毒物及び劇物取締法について

10

～取扱、保管、管理～

○盗難・紛失・漏えい・流出の防止の措置が必要。



- 専用の保管庫を使い、他のものと区別する。
（毒劇物以外の物と別の保管庫とする）
- 保管場所は、頑丈なもので施錠する。
- 受払い簿を作成し、日常的に数量管理をする。
- 地震対策として保管庫の転倒防止対策を取る。

毒物及び劇物取締法について

11

～取扱、保管、管理～

○風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について

- 風水害の危険性が高まってきた場合の対応に必要なビニールシート、土のうなどを整備しておく。
- 水害発生時は、毒劇物の流出を防止するとともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止するため、配管の弁等を閉鎖する。
- 強風災害発生時は、飛来物により毒劇物の製造設備、貯蔵設備等が損傷を受けることを防止するため、屋外にある飛びやすいものは屋内に移動する。

など

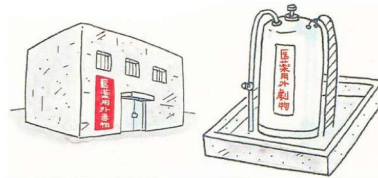
毒物及び劇物取締法について

～保管庫の表示～

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

保管場所への表示

保管場所には、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示をする。



毒物及び劇物取締法について

容器への表示

- 毒物の場合
⇒ 「医薬用外」の文字と赤地に白色で「毒物」の文字
- 劇物の場合
⇒ 「医薬用外」の文字と白地に赤色で「劇物」の文字

医薬用外毒物

医薬用外劇物

容器

誤って飲用等されないように毒物劇物であることが分かる容器を使用しなければならない。

飲食物の容器（ペットボトル等）は不適



毒物及び劇物取締法について

～廃棄の方法～

- 自分で処理する場合
中和・加水分解・酸化・還元・希釈等により毒物劇物に該当しないものにしてから廃棄する。

※下水道法、水質汚濁防止法など、他の法律にも抵触しないようにする。

- 自分で処理できない場合
県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託する。



毒物及び劇物取締法について

～事故、事件の際の措置～

- 飛散・漏洩・流出等の場合
⇒直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る。
- 盗難、紛失の場合
⇒直ちに警察署に届け出る。

“いざ” といふときのために

- 通報体制を整備しておく。
- 被害を食い止めるために取るべき措置を確認しておく。



毒物劇物事故処理剤備蓄事業について

<目的>

自然災害や交通事故による毒物劇物漏えい事故により、不特定多数の者に保健衛生上の危害を生じるおそれが発生した場合のために、応急措置に必要な中和剤を確保する。

<備蓄品目と備蓄基準量>

処理剤名	対象毒物劇物	基準量 (kg)
消石灰	酸、塩素、クロルピクリン	4,000
ソーダ灰	硫酸銅、塩化亜鉛	3,500
苛性ソーダ	酸、シアン	4,000
(無水)重亜硫酸ソーダ	クロム酸、フッ酸	2,000
次亜塩素酸ソーダ	シアン、セレン化水素	4,000
硫酸	アルカリ	800

毒物劇物事故処理剤備蓄事業について

<備蓄場所及び連絡先>

(令和8年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号
鍋林(株) 松代配送センター	長野市松代町豊栄宮崎6331	026-278-7543
(株)ミライ化成 長野営業所	千曲市雨宮2473	026-274-7667
(株)アセラ 長野支店	千曲市雨宮540	026-272-1521
鍋林(株) あづみ野配送センター	北安曇郡松川村南神戸4363-32	0261-62-9950
(株)アセラ 松本支店	塩尻市広丘野村1808	0263-52-4141
(株)土田商店 諏訪化成成品センター	茅野市宮川7275-1	0266-73-2500
(株)ミライ化成 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村9004-1	0265-76-7557

令和7年度 毒物劇物監視結果

事 項 業 種	対象施設数	立入検査数	違反施設数	違 反 内 容										計			
				登録・届出	貯蔵設備	取扱	運搬	廃棄	表示	譲渡交付	事故	情報提供	取扱責任者				
製造業	22	11	2							2							2
輸入業	9	4	2							2							2
販売業者	一般	1,133	467	31	1	1	11			7	15					3	38
	農業用品目	129	43	4			2				3					1	6
特定品目	21	1															
特定毒物使用者	16																
特定毒物研究者	45	1															
業務上取扱者	メッキ業者	67	24	4			1			3							4
	金属酸処理業者	3															
	運送業者	2															
	しろあり防除業者																
その他		207	32							21						44	
計	1,447	758	75	3	1	35				35	18					4	96

令和7年度毒物劇物監視の主な指摘事項

○ 取扱

- ・保管庫が常時施錠されていない。
- ・毒物劇物を保管庫外に置いていた。
- ・保管庫の鍵の管理体制が不明確である。
- ・毒物劇物とその他の物とを混在して保管している。

○ 譲渡交付

- ・譲渡の際に受ける書面の不備
- ・書面が適正に保管されていない。(5年保存必須)

○ 表示

- ・所定の表示(「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」)がない。

令和6年度毒物劇物関連の事故(全国)

盗難・紛失の事故 21件

内 訳: 毒物 5件、劇物 16件
被害状況: 死者1名

流出・漏えい等の事故 144件

内 訳: 毒物 7件、劇物 137件
被害状況: 死者1名、負傷者 63名
(重症・軽傷含む)

全国の毒物劇物に該当する農薬の 紛失・盗難事故事例

- ・農家が作業中に、農地の一角にある倉庫の施錠を怠ったため、農薬が盗まれた。
- ・販売業者の従業員が、車内に農薬と鞆を残したまま施錠をせずに1時間程度車から離れたところ、いずれも盗難にあった。
- ・棚卸時にシステム上の在庫数と実際の在庫数に相違があり、劇物の紛失が判明した。
- ・販売業者から配送されたことになっていた農薬が、購入者には届いていなかった。

全国の毒物劇物に該当する農薬の 流出・漏えい事故事例

- ・民家敷地内の納屋を重機で解体中、保管されていた農薬の袋を破損し、粉じん防止のために散布した水と反応して有毒ガスが発生した。
- ・燻蒸作業後のホストキシシ（ポリバケツ入り）が、車内で発煙、発火したため、車から降ろそうとしたところ、ポリバケツを倒してしまい、道路上に流出した。
- ・倉庫内で保管していた農薬（20L）が容器の腐食により流出した。
- ・ハンドル操作のミスにより、トラクターが横転し、積載していたクワトロピクリンが流出した。

毒物・劇物の取扱いについて ご不明な点は…

<お問い合わせ窓口>

- 長野県健康福祉部薬事管理課
- 保健福祉事務所（県下10か所）
- 長野市保健所（管轄区域：長野市）
- 松本市保健所（管轄区域：松本市）

ご清聴ありがとうございました